

船橋市展示会等出展支援事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、国内外で開催される展示会等への出展を実施する本市内の中小企業者に対し、展示会等出展支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、販路拡大を支援することで中小企業者の事業活動の活性化を図り、もって本市産業の振興に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者であって、市内に本社又は事業所等を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象としない。ただし、第5号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合はこの限りでない。

(1) 本市を除く市町村から別表に規定する事業に対する補助金の交付その他の給付に係る決定を受けているもの又は当該決定を受ける見込みのあるもの

(2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

(3) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

(4) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(5) 市税を滞納しているもの

(6) 公序良俗に反する事業

(7) その他市長が適当でないと認めるもの

3 補助金交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、別表のとおりとする。

4 補助金の交付は対象事業について、一の年度において一の中小

企業者につき、1回に限るものとする。

- 5 一の中小企業者について、補助金の交付を受けた年度の翌年度は、補助金の交付を受けることができない。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、別表に定めるところにより、予算の範囲内において交付するものとする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の対象経費）

第4条 補助金の対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除くものとし、別表に定めるところとする。ただし、国、県等の公的機関からの補助がある場合は、市が補助対象経費として認める経費に対しての補助割合を算出し、補助対象経費から減じた額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、別表に定める期間内に、船橋市展示会等出展支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に別表に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した時は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市展示会等出展支援事業補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のうちいずれか早い日までに船橋市展示会等出展支援事業補助金実績報告書（第3号様式）に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定によるもののほか、市長は、前条の規定による補助金の交付決定を受けた者に対して、口頭による報告を求めることができる。

(額の確定等)

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告をうけたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を船橋市展示会等出展支援事業補助金交付確定通知書（第 4 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 9 条 前条の規定による補助金の確定通知を受けたものは、船橋市展示会等出展支援事業補助金交付請求書（第 5 号様式）に別表に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 10 条 規則第 16 条の規定により交付決定の取消し等をする場合は、船橋市展示会等出展支援事業補助金交付決定取消通知書（第 6 号様式）により通知する。

(関係帳簿の整備等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日から 10 年間保管しなければならない。

(対象事業完了後の状況報告)

第 12 条 補助金の交付を受けたものは、交付年度の翌年度末に、企業の状況について、船橋市展示会等出展支援事業補助金状況報告書（第 7 号様式）により、市長に報告しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第7条、第9条）

対象事業		対象経費	補助金の額	申請期間	「第1号様式」交付申請書に添付する書類	「第3号様式」実績報告書事業完了後に報告する書類	「第5号様式」交付請求書に添付する書類
1	国内展示会等 出展事業	主催者に支払う出展料、ブース借上料、展示装飾費（小間を装飾する消耗品及び備品リース料） ただし、自社名義で出展する際に掛かる経費に限る。	対象経費の3分の1の額又は15万円のいずれか少ない額	出展前に申請し、同年度3月31日までに事業が完了し、支払処理が完了していること	(1)補助概要書（別紙1） (2)所要（見積）経費報告書（別紙2） (3)市税納付確認書（別紙3） (4)国・県等からの補助金がある場合その決定通知の写し (5)会社の定款及び会社概要 (6)商業登記簿謄本の写し（三月以内のもの） (7)直近の決算書の写し (8)展示会等の規模及び内容が確認できる書類 (9)その他市長が必要と認める	(1)「第2号様式」交付可否決定通知書の写し (2)所要経費報告書（別紙2） (3)実施概要書（別紙4） (4)出展決定のわかる書類（案内チラシ、会場ブースの写真等） (5)国・県等からの補助金がある場合その確定 (6)その他市長が必要と認める書類	(1)「第4号様式」交付確定通知書の写し (2)その他市長が必要と認める書類
	国内で当該年度内に開催される展示会等で、次のいずれかの要件を満たすもの。 (1) 国、自治体が主催、共催、後援している展示会等への出展事業 (2)小間数又は出展企業・団体数が100を超えるものへの出展事業						
2	海外展示会等 出展事業	主催者に支払う出展料、輸送料、展示装飾費（小間を装飾する消耗品及び備品リース料）、現地通訳費 ただし、自社名義で出展する際に掛かる経費に限る。	対象経費の2分の1の額又は20万円のいずれか少ない額				
	海外で当該年度内に開催される展示会等で、次のいずれかの要件を満たすもの。 (1)公的機関（経済産業省、農林水産省、JETRO等）が関与するものへの出展事業 (2)小間数又は出展企業・団体数が100を超えるものへの出展事業						

